

経営理念で会社の未来を変える！

経営理念は、創業者や経営者の考え方を明文化したもので、企業活動において守るべきポリシーです。そんな経営理念を変えることや、新たに作ることで、会社を大きく発展させることもあります。

事例1では、創業120年の白アリ防除会社が発想を転換し、自らの事業を「住環境を育む会社」として経営理念を変えることで、メンテナンス、リフォーム、耐震補強など幅広く事業展開した例を紹介しています。

事例2では、地元住民のいわれのない反対運動で窮地に陥った産廃業者が、「脱・産廃」を掲げ、新たに経営理念を作成し、資源再生会社となって、今や再資源化率98%を達成するリサイクル事業者へと変貌し、里山を育てるまでになった例を紹介しています。

小さな会社の「必勝の経営術」⑧ 軽装備の経営と社長の実力が決め手

競争条件の不利な会社は、資金や人の配分を効率的に活用することが必要です。

また、社長の労働時間は大きな影響を及ぼします。

弱者の戦略⑪「軽装備に徹し、動きの速い会社を目指せ」。

資金は、預金、売掛金、在庫、機械・設備、土地・建物、車両運搬具などに配分されていますが、重要性が高いものに多く、低いものは少なく配分することで、競争力が強くなります。

弱者の戦略⑫「社長は競争相手よりも多く仕事せよ」。

競争相手よりも業績を良くするためには「社長の実力」（仕事時間の2乗×質）を高める必要があり、仕事時間として年間3,200時間働くこと、経営戦略の研究に力を入れて質を高めることを指摘しています。

今年から所得税制が変わります

令和2年分の所得税から、給与所得控除・基礎控除の控除額や上限額の見直しが行われ、**年収850万円を超える人は税負担が増えます。**

一方で、個人事業者や請負など給与所得でない人のうち合計所得金額が2,400万円以下の人は、基礎控除の見直しにより税負担が軽減されます。

令和2年10月以降の年末調整から手続きが電子化され、保険料控除証明書や保険料控除申告書など年末調整関係書類の「従業員から会社へ」の流れが電子データでできるようになります。

以上の記事について詳細を知りたい事業者の方には事務所通信を送らせていただきます